

令和 2 年度

第 13 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 3 年 3 月 4 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 29 分

場所 口和自治振興センター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（3 月 12 日・4 月 1 日公告）の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 令和 3 年度 標準農作業料金について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
3	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
5	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
8	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹	○	
10	前田 耕廣	○		21	天根 公昭	○	
11	宮崎 讓		○	22	青才 弘江	○	
12	竹森 達	○		23	松長 百合子	○	
				24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	清水 勇人		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

農地係長	<p>ただ今より、令和2年度第13回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は欠席の申し出はありません。まだ宮崎委員さんがお見えになられていませんが定刻になりましたので始めさせていただきます。</p>
農地係長	<p>まず、議案第6号に関しまして当日の上程になりましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>また、事務局長ですが、先月の総会で話しました意見書に対する回答を持ってくるようになっていましたが、事務調整がつかず、本日は回答が間に合わないという結果になりました。</p> <p>今後早めに皆様にお見せできるようにしたいと考えておりますのでご了承のほどよろしく願いいたします。</p>
農地係長	<p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>先ほど事務局が申しましたように、1名ほど遅れているのか欠席なのか分かりませんが、ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。20番島津委員さん、21番天根委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号66から71、73から75の9件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>事前に送付した議案に変更がありました。</p> <p>内容といたしましては、現地確認の結果、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号72について、非農地証明申請に変更されるため、取下げとなっております。</p> <p>また、議案第2号について、農用地利用集積計画の3月12日公告分を追加、農地中間管理機構分が出てきましたので、それに伴い、農用地利用配分計画原案の承認についても、本日諮っていただきたいと思っております。</p> <p>最後に、係長から説明いただきました通り、議案第6号として令和3年度標準農作業料金について追加しております。</p>

事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここでご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。
16 番高坂委員	受付 70 について、議案説明資料の権利を設定する事由として「譲渡人の母が高齢のため、譲受人の子が贈与を受けて経営する。」とあるが、譲渡人と譲受人の関係はどのように解釈したらいいのか。
事務局員 (本庁)	譲渡人と譲受人は親子であり、お母さんが高齢なので、実質的に耕作していた息子さんが贈与を受けて名義を変えたいとの趣旨で行うものです。 文章が分かりにくいので、事由を「母が高齢のため、子である譲受人が贈与を受けて経営する。」と変えていただければと思います。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 66 から 71、73 から 75 の 9 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 66 から 71、73 から 75 の 9 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(3月12日・4月1日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 3 年 2 月期の申し込み分については、別冊「令和 3 年 3 月 12 日公告 所有権移転、令和 3 年

	<p>4月1日公告「利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>まず、所有権移転につきましては契約件数1件、契約面積が3662㎡の贈与となっております。</p> <p>そして利用権設定の一般分が合計39件、契約面積248,580.3㎡となっております。</p> <p>また、利用権設定の農地中間管理事業分が合計3件、契約面積20,169㎡となっております。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>皆様から何かご質疑・ご意見等はございますか。</p>
<p>15番柳生委員</p>	<p>整理番号16について、賃借料が39.9kgで計450kgと書いてあるが、どのような計算か。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>10a当たりの賃借料が39.9kgで合計が450kgとなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められています。</p> <p>内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定農地中間管理事業分の農</p>

議長	<p>地 3 件に関わる農地となっています。 (資料の配分計画の明細を読み上げる) 以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p> <p>以上で説明が終わりました。何かご質問等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>それでは続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 13 から 15 の 3 件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要) 受付番号 13 位置等：説明資料の 4・5 ページに記載 転用事由：植林 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：R3.3 に除外見込み</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号 14 位置等：説明資料の 6・7 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地経営許可申請手続き中 周辺影響：周辺に田があるが申請地より高い場所に位置し、影響ないと確認 除外手続：R3.3 に除外見込み</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 15 位置等：説明資料の 8・9 ページに記載 転用事由：墓地</p>

	<p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：墓地経営許可申請手続き中</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3 に除外見込み</p> <p>その他：土地改良総合整備事業により整備され、第1種農地に該当 農地法施行規則第33条第4号に掲げられている第1種農地の不許可例外に該当</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここでご意見・ご質疑等受け付けます。何かございますか。</p>
4 番堀江委員	<p>受付番号13について、田んぼに植林をすることで許可申請が出されているが、今後地目はどうなるのか。参考に聞かせてほしい。</p>
事務局員 (本庁)	<p>植林に伴う地目変更については、最初は苗畑となるため、地目の変更がされないということがあるようです。ある程度木が成長して山林になった段階で地目変更がなされるかと考えております。</p> <p>許可書は行政処分として効力が発生し続けるので登記をされるときに添付書類として必要になります。</p>
4 番堀江委員	<p>受付番号15について、登記地目が原野で区分が第1種農地となる理由について詳しく教えてほしい。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号15は、県へ相談をした案件です。</p> <p>圃場整備をしたときに換地処分によって作られた土地が、最初から原野での登記になっていました。その土地について、転用がいるか県へ相談したところ、第1種農地に該当し、転用の許可があると指導を受けましたので申請させていただきました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
5 番木村委員	<p>受付番号15の関係で、原野でも第1種農地なら手続きが必要とのことだったが、第1種農地以外ではどうなるのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>あまり例がないようですが、圃場整備をした長い法面が換地後に原野にされている場合があります。</p> <p>それと同じように、この部分についても圃場整備の区域に入って、結果的には原野という登記地目で整理されたようです。</p> <p>今回は登記簿に換地処分と経過が入っているような土地であったため、農地法の手続き</p>

	<p>が必要でしたが、その他の原野は現況、登記簿が原野でしたら農地法の適用はないと思われます。</p>
6 番三吉委員	<p>受付番号 15 の土地は農業委員会の農地台帳に載っているのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>現在、登記簿も原野、現況も原野との状況であったため、台帳には載っていませんでした。しかし、今回登記簿を見て圃場整備区域に入っており、第 1 種農地の扱いになるとのことでしたので、本来なら農地台帳に掲載しておかなければならないものだと考えています。</p>
6 番三吉委員	<p>土地改良事業によって換地処分をした中で田、畑、原野が発生している。換地処分をするエリアに入っている地目はすべて第 1 種農地であり、傾斜があつて耕作ができないような状況の地目が原野になった。</p> <p>圃場整備が済んで換地処分が済んだ後は農地台帳へ登載されると思う。だから地目が原野であっても農業委員会の許可がいるというのが流れではないか。</p>
議長	<p>事務局へのお願いです。このことについては調べてからまた皆さんにお知らせいただけますか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 13 から 15 の 3 件を一括で採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号 13 から 15 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号50から60の11件について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号50</p> <p>位置等：説明資料の4・10ページに記載</p> <p>転用事由：一般住宅</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3に除外見込み</p> <p>その他：農地法施行規則第33条第4号に掲げられている第1種農地の不許可例外に該当</p> <p>受付番号51</p> <p>位置等：説明資料の4・11ページに記載</p> <p>転用事由：重機・舗装工事用の重機・特殊機械の車両置場及び資材置場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3に除外見込み</p> <p>受付番号52</p> <p>位置等：説明資料の4・12ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電システム設置</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3に除外見込み</p> <p>その他：転用の確実性を求める書類の添付あり</p> <p>受付番号53</p> <p>位置等：説明資料の4・20ページに記載</p> <p>転用事由：中国道防災工事に係る資材置場・駐車場・仮設事務所等</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>除外手続：期間 3 年未満の一時転用のため、不要 その他：令和 3 年 12 月 31 日には、農地として復旧すると農地復元誓約書の添付あり</p> <p>受付番号 54 位置等：説明資料の 4・21 ページに記載 転用事由：太陽光発電システム設置 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>受付番号 55 位置等：説明資料の 4・27 ページに記載 転用事由：建物敷地及び駐車場 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 56 位置等：説明資料の 28・29 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金・一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：R3.3 に除外見込み その他：農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げられている第 1 種農地の不許可例外に該当</p> <p>受付番号 57 位置等：説明資料の 28・30 ページに記載 転用事由：こども園の園庭 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：R3.3 に除外見込み</p>
-------------------------	---

	<p>その他：申請者とこども園との賃貸借契約書の添付あり</p> <p>受付番号 58 位置等：説明資料の 28・31 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域外</p> <p>受付番号 59 位置等：説明資料の 28・32 ページに記載 転用事由：太陽光発電システム設置 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p>
事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 60 位置等：説明資料の 35・36 ページに記載 転用事由：太陽光発電システム設置 資金計画：全額借入資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定については、事業者の変更申請中 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：譲受人への事業者変更が確認できた後に許可書を交付</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
5 番木村委員	<p>受付番号 60 について、譲受人と今現在計画の認定を受けている会社の関係性を教えてほしい。</p>
事務局員 (本庁)	<p>あくまで、譲受人が購入して太陽光発電をするという申請です。 今現在、申請地に対してウエストエネルギーソリューションが認可を受けている状況ですが、譲受人が太陽光発電を行うので譲受人が認定を受ける必要があります。</p>

<p>6 番三吉委員</p>	<p>資料に付けているのは今ウエストエネルギーソリューションが受けている計画認定を譲受人名義に変更するための申請です。</p> <p>許可につきましては、譲受人の事業計画認定が4月頃に出るとのことなので、そちらを確認してから許可書の交付を行うと提案するものです。</p> <p>両者の関係は、特に親子でも社員というわけでもないので、別々の方です。</p> <p>譲受人は太陽光発電協会から事業計画認定を受けていない以上、業務能力がないということだから、今の段階で農業委員会の許可は出すべきではないと思う。</p> <p>まずは、事業計画変更の申請が認められて譲受人に業務能力があることを確認したうえで、農業委員会に再度出すべきではないか。</p> <p>また、確認したいのだが、受付番号56について第1種農地に家を建てるにしては形が悪く思うが、元々こういう形の土地なのか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>家が建つところが3173番1ですが、元々は3173番3と一つの田んぼでした。</p> <p>今回の申請のために分筆しています。</p>
<p>6 番三吉委員</p>	<p>極端に言うと申請地と原野の間の土地は、農地なのに使い道がない。現地の形もこのようになっているのか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>今の現況で言えば全面が田です。</p> <p>分筆してある3173番3の資料に文字が入っているところが今後も農地として活用していくところで、そこへの進入路として家の北側が取っており、水路の管理の関係で南側も開けてあります。</p>
<p>6 番三吉委員</p>	<p>第1種農地を事情によって宅地に変える場合、普通は長方形や二辺に接した形で分筆すると思うが、今回の申請は図面上では元の形との間に空白がある。</p> <p>今から3173番1を分筆するのであれば、農業委員会とすれば、農地に支障がないような面積の取り方を指導すべきではないか。</p> <p>事後承諾であれば仕方ないが、まだ出来ていないのであれば、農業委員会に出すには形が農地を守ろうという趣旨には思えない。</p>
<p>4 番堀江委員</p>	<p>三吉委員が言われた通り、分筆するには形がおかしいと感じる。</p> <p>何か意図があるのではないか。</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>(ホワイトボードに図面を描いて説明) 南側に山があって山沿いに農地があります。譲渡人の家があるところと道の間高低差があり、図面で見るときは道路と接してはいますが、実際には急な法面が長い距離あります。 その法面と農地への進入路の関係で分筆がされております。</p>
<p>議長</p>	<p>担当の藤原委員さんから何かありますか。</p>
<p>14 番藤原委員</p>	<p>現地確認にも行きましたし、農振除外の時からこちらの現地に携わってきた。 ここは非常に急傾斜の圃場整備地になっています。その中で家を建てようとなりまして、どのような形で分筆するか申請人もいろいろと苦労されていた。 残った部分がうまく活用できるのかという問題は出てくるが、第 1 種農地なので必要最小限の分筆を行いたいという申請人の強い意志もあり、このような形に落ち着いた。 急傾斜地における第 1 種農地の除外については今回のような問題が今後も考えられるので検討していきたい。</p>
<p>議長</p>	<p>今回の申請は親子間の申請のようですから、親子で話しながら有効活用していただければと思いますので、ご指導をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 60 については、事務局からの説明では事業計画変更の認定を確認後、許可書を交付するとのことでしたが、三吉委員さんから今の段階で許可を出すべきではないという意見が出ております。 そのため、受付番号 60 については別で諮らせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 50 から 59 の 10 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは受付番号 50 から 59 の 10 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 60 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 反対の方の挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>反対多数、否決されました。</p> <p>事業計画認定が下り次第再度申請していただきたいと思います。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号39・40の2件について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号39</p> <p>位置等：説明資料4・44ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和51年頃、耕作不便な農地であり、耕作放棄していたところ、現在は山林化している。</p> <p>現地確認：現地は、峰村、現在の峰田町との境界、そして中国縦貫道の関連用地の交差する附近に位置し、周辺一帯と同様に、松や雑木が植生する林地となっており農地として復旧するのは困難で、また、農地として利用される見込みもないことから非農地と確認。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号40</p> <p>位置等：説明資料28・45ページに記載</p> <p>潰廃事由：現所有者は平成23年4月に亡くなり、相続人の相続放棄に伴い、平成29年に弁護士の前田氏が相続財産管理人に就任された。所有者が亡くなられて以降耕作はされておらず、雑草・草木が生育している。</p> <p>現地確認：現地は、草木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で、非農地と確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請について」受付番号39・40の2件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号39・40の2件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>

議長	続きまして、議案第6号「令和3年度 標準農作業料金について」を上程いたします。 この件について、事務局からの説明をお願いします。
農地係長	金額に関しましては、昨年度に上げたものがありますが、令和3年度は今年度の金額のまま引き上げず、最低賃金も変更がないので同じ金額で出してはどうかと役員会でも話し合い、こちらの案で提案させていただきました。
議長	以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご意見はございますか。
16番高坂委員	乾燥調製が1袋当たり1300円、水分25%までとあるが、令和2年度に全部これなのかという問い合わせが結構あった。 水分が20%でも25%でも同じなのかという問い合わせがあったので、表示を変えるべきではないか。一律1300円と書くのはどうかと思う。 20%までだと770円くらいで1000円もしなかったはず。
議長	このことについて、他にご意見はございませんか。
7番増谷委員	私も乾燥調製をするのですが、田んぼによって水分が全く違う。 また、個人でやるのとコントリーエレベーターでやるのも全く違うので25%くらいで平均を出すのが妥当だと思う。このままでいいのでは。
議長	他にございませんか。
21番天根委員	私は乾燥調整を依頼する側だが、細かい刻みで料金に差はある。 私が依頼しているところでは、20~23%で刻みがあって料金が違った。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
農地係長	いろんなご意見がございましたので、もう一度役員会で話し合ったうえで提案をさせていただければと思います。
議長	それでは、以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告ですが、広報委員長さんと女性委員代表の青才委員さんから報告をして

広報委員長	<p>いただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回広報委員会 ・「恵みの大地」春号の内容 <p>について報告を行った。</p>
女性委員代表	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の女性委員の活動案 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様の方から他に何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回役員会の内容 ・市政に対する意見書への回答 ・令和2年分庄原市農地賃借料の情報 ・今後の日程 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様の方から何かご意見・質問等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第13回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時29分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年3月4日

議 長
(道下 和子) _____

20 番委員
(島津 秀樹) _____

21 番委員
(天根 公昭) _____